

五霞町子ども・子育て支援事業計画を策定しました



平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。それに伴い町では子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、五霞町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画では、平成17年度から平成26年度を期間として策定した「五霞町次世代育成支援行動計画（前期・後期）」での『子どもが夢をもてるまち 五霞』の基本理念を引き続き継承し、子どもたちの夢を大切にしながら、すべての子どもたちが愛され、慈しまれ、生き生きと健やかに、幸せに成長できる地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

基本的視点

子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現を目指します

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としています。この新制度の理念を踏まえつつ、本町のすべての子どもが、その人権を尊重されるところに、一人ひとりにとって最善の利益が実現され、保護者とともに夢をもてるまちを目指します。

すべての子ども・子育て家庭を支援します

保護者が子育てについて、第一義的責任を有することを前提としつつも、障害や疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもが健やかに成長するよう支援します。

子どもにとって良質な教育・保育や子育て支援を提供します

子ども・子育て支援新制度により、就学前の子どもを中心とした教育・保育や子育て支援の在り方が大きく変化します。新制度においても、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、良質なサービス

が提供出来るよう、基盤整備やサービスの質の向上を目指します。

地域における子育てへの支援を充実させます

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは保護者が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことが出来るよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決出来ないことを気軽に相談できる場を設けるなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を充実させます。

仕事と子育ての両立支援を推進します

働きながら安心して子どもを産み育てることが出来るように、多様なニーズに柔軟に対応出来る、子育てをめぐる環境づくりや、子育てと仕事が両立出来るよう推進します。

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)

【計画の基本理念】

子どもが 夢をもてるまち 五霞

【子ども・子育て関連3法】

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正
- ③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

